

別紙「移住支援金支給条件等」

申請者が、支援金を受けるために申請時において満たすべき要件は以下のとおりとする。

(A) 移住支援金事業（就業の場合）

(1) 移住等に関する要件

移住元に関する事項について

以下の全てを満たす場合に対象となる。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（ ）以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- ・住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（ ）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ・住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（ ）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前まで を当該 1 年の起算点とすることができる。）

移住先に関する事項について

以下の全てを満たす場合に対象となる。

- ・長崎県内の移住支援金事業の実施市町に転入したこと。
- ・移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- ・転入先の市町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

その他の事項について

以下の全てを満たす場合に対象となる。

- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ・その他長崎県及び市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

就業先に関する事項について

以下の全てを満たす場合に対象となる。

- ・勤務地が長崎県内に所在すること。
- ・長崎県が移住支援金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

就業条件等に関する事項について

以下の全てを満たす場合に対象となる。

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。
- ・上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ・当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、以下の全てを満たす場合に対象となる。

就業先に関する事項について

- ・勤務地が長崎県内に所在すること。

就業条件等に関する事項について

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ・当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

- ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも転入したこと。

- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(B) 移住支援金事業(テレワークの場合)

(1) 移住等に関する要件

- ・上記(A)(1)と同様とする。

(2) テレワークに関する要件

以下の全てを満たす場合に対象となる。

- ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ・内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) 世帯に関する要件(世帯で申請する場合のみ)

- ・上記(A)(3)と同様とする。

(C) 移住支援金事業(関係人口の場合)

移住希望先の地域や地域の人々との関わりを有する者(関係人口)のうち、移住先の市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、以下の要件を全て満たす場合に対象となる。

(1) 移住等に関する要件

- ・上記(A)(1)と同様とする。

(2) 本事業における関係人口に関する要件

- ・移住先の市町村が設定している「関係人口の対象範囲」の要件に該当していること

(3) 世帯に関する要件(世帯で申請する場合のみ)

- ・上記(A)(3)と同様とする。

(D) 移住支援金事業(起業の場合)

(1) 移住に関する要件

- ・上記(A)(1)と同様とする。

(2) 創業に関する要件

- ・1年以内に創業支援金の交付決定を受けていること

(3) 世帯に関する要件(世帯で申請する場合のみ)

- ・上記(A)(3)と同様とする。

なお、移住支援金の支給後、虚偽の申請等が明らかになった場合等には、返還が生じることもあります。

(以下、注釈)

() 次の ~ のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町のうち、政令市を除いた市町を「条件不利地域」とする。

過疎地域自立促進特別措置法(一部過疎を含む) 山村振興法、

離島振興法、 半島振興法、 小笠原諸島振興開発特別措置法

条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村